

小規模工事等見積参加登録者の皆様へ

雇用保険・社会保険の加入手続はお済みですか？

労働者を雇用している事業者には、社会保険及び雇用保険に加入する法令上の義務があります。

働く人たちの処遇を向上させ、安心して働ける労働環境を確保するために、社会保険及び雇用保険に加入することが必要です。

小規模工事等見積参加登録者で未加入、未納のある事業者の方は、加入、納付をお願いいたします（適用除外事業所、任意適用事業所を除く）。

◆雇用保険・社会保険とは？

雇用保険		労働者が失業したときに、労働者の生活の安定を図り、再就職を促進するための給付を行う制度
社会保険	健康保険	労働者が病気や怪我をしたときに、給付を行う制度
	厚生年金保険	労働者が高齢になったとき、障害を負ったとき、亡くなったときに、年金や一時金の支給を行う制度

◆雇用保険・社会保険の加入義務のある事業者は？※詳しくは、下記の相談窓口にお問い合わせください。

【雇用保険について】

労働者を雇用する事業者は、その業種、規模等を問わず、**適用事業所**となり、加入義務があります（農林水産業の一部は、適用除外事業所となる場合があります）。

【社会保険（健康保険・厚生年金保険）について】

事業者の種別	労働者 5人以上	労働者 5人未満
法人事業者	強制適用事業所	強制適用事業所
以下を除く個人事業主	強制適用事業所	任意適用事業所
個人事業主（農業・漁業・一部サービス業※）	任意適用事業所	任意適用事業所

※一部サービス業・・・飲食業、理美容業など

●雇用保険・社会保険に関するお問い合わせ先

【雇用保険加入について】

公共職業安定所（ハローワーク八王子） 八王子市子安町 1 - 13 - 1 電話 042-648-8609（代）

【健康保険及び厚生年金保険の加入について】

八王子年金事務所 八王子市南新町 4-1 電話 042-626-3511（代）

（問合せ先）

八王子市財務部契約課

物品契約・管理担当

電話 042-620-7216